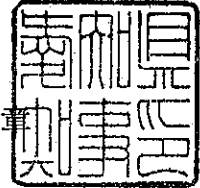


3自環第584号
令和4年2月14日

愛知県環境審議会
会長 青木 清 様

愛知県知事 大村秀章



振草溪谷県立自然公園の公園計画の変更について（諮問）

愛知県立自然公園条例（昭和43年条例第7号）第7条第1項の規定に基づき、
振草溪谷県立自然公園の公園計画の変更について、貴審議会の意見を求めます。

担当 環境局環境政策部自然環境課
調整・施設・自然公園グループ
電話 052-954-6227(ダイヤルイン)
FAX 052-963-3526

(説明)

愛知県立自然公園の保全と適正な利用の促進を図るため、公園計画の変更案について、貴審議会の意見を求めるものであります。

振草渓谷県立自然公園の公園計画の変更（案）の概要

1 振草渓谷県立自然公園の概要

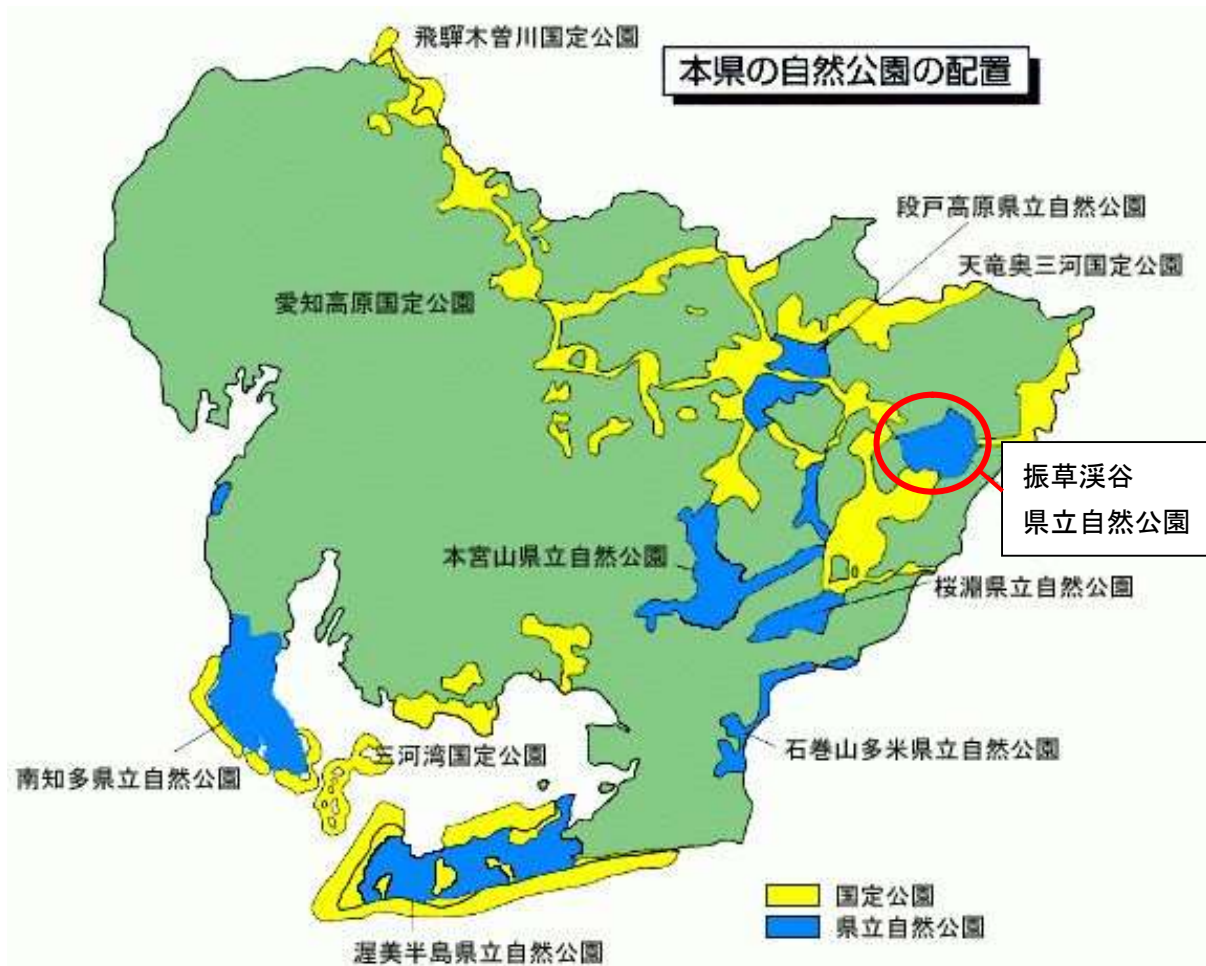
(1) 指 定：昭和44年3月14日

(2) 再 検 討：平成13年10月9日

(3) 区 域：東栄町の一部（面積：2,198 ha）

(4) 概 況：天竜奥三河国定公園に接し、奥三河特有の山岳景観と大千瀬川（通称「振草川」）及びその支流の渓谷景観からなる景勝地域である。本地域を代表する固有種であるホソバシヤクナゲの群生地や希少生物の生息環境が残されている。

また、国の重要無形民俗文化財である「花祭」をはじめ、文化的資源も多く見受けられる。



2 見直しを行う理由

本県では、優れた自然の風景地を保全し、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、愛知県立自然公園条例に基づき公園区域を指定し、それぞれの自然公園の特性に応じた公園計画を策定している。

振草溪谷県立自然公園の公園区域及び公園計画については、昭和44年の指定から32年が経過した平成13年に再検討を行い、公園計画を見直している。

この度、平成13年の見直しから20年が経過し、その間の自然的・社会的条件等の変化を踏まえた点検を行い、公園計画について見直しを行うものである。

3 変更（案）の概要

(1) 公園区域

区域線を明確化する。区域面積に変更なし。

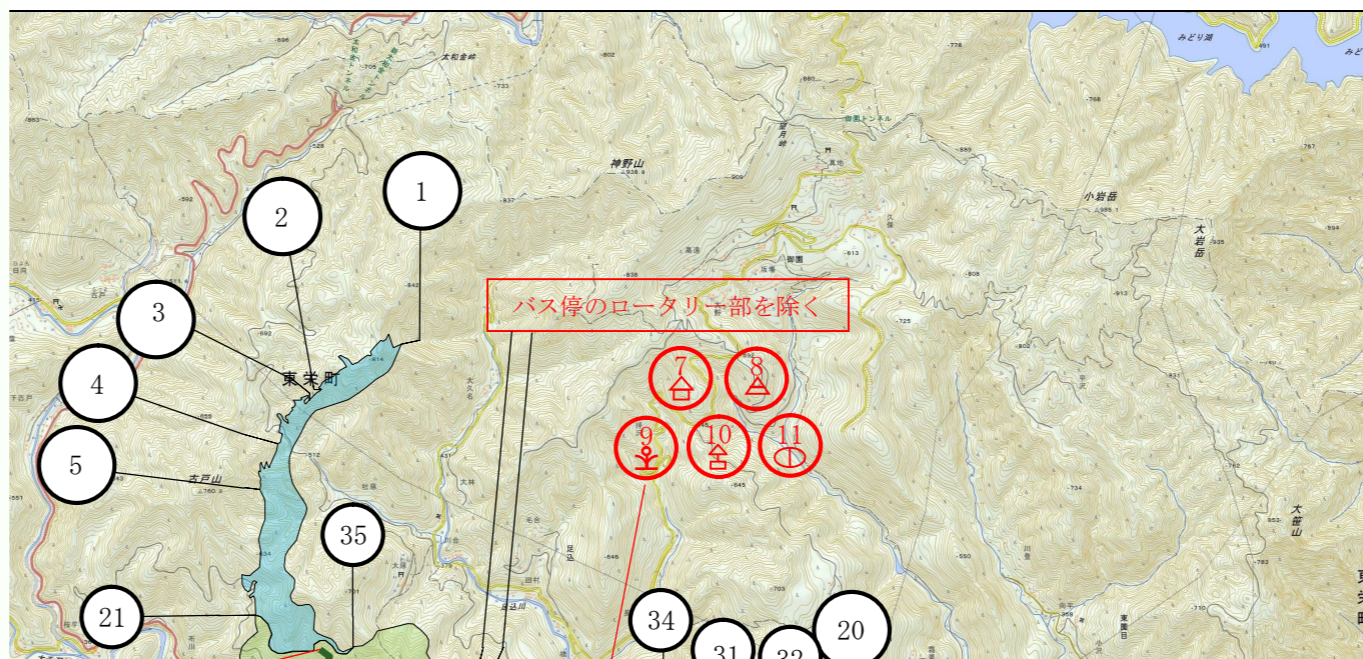
(2) 公園計画（規制計画）

変更なし。

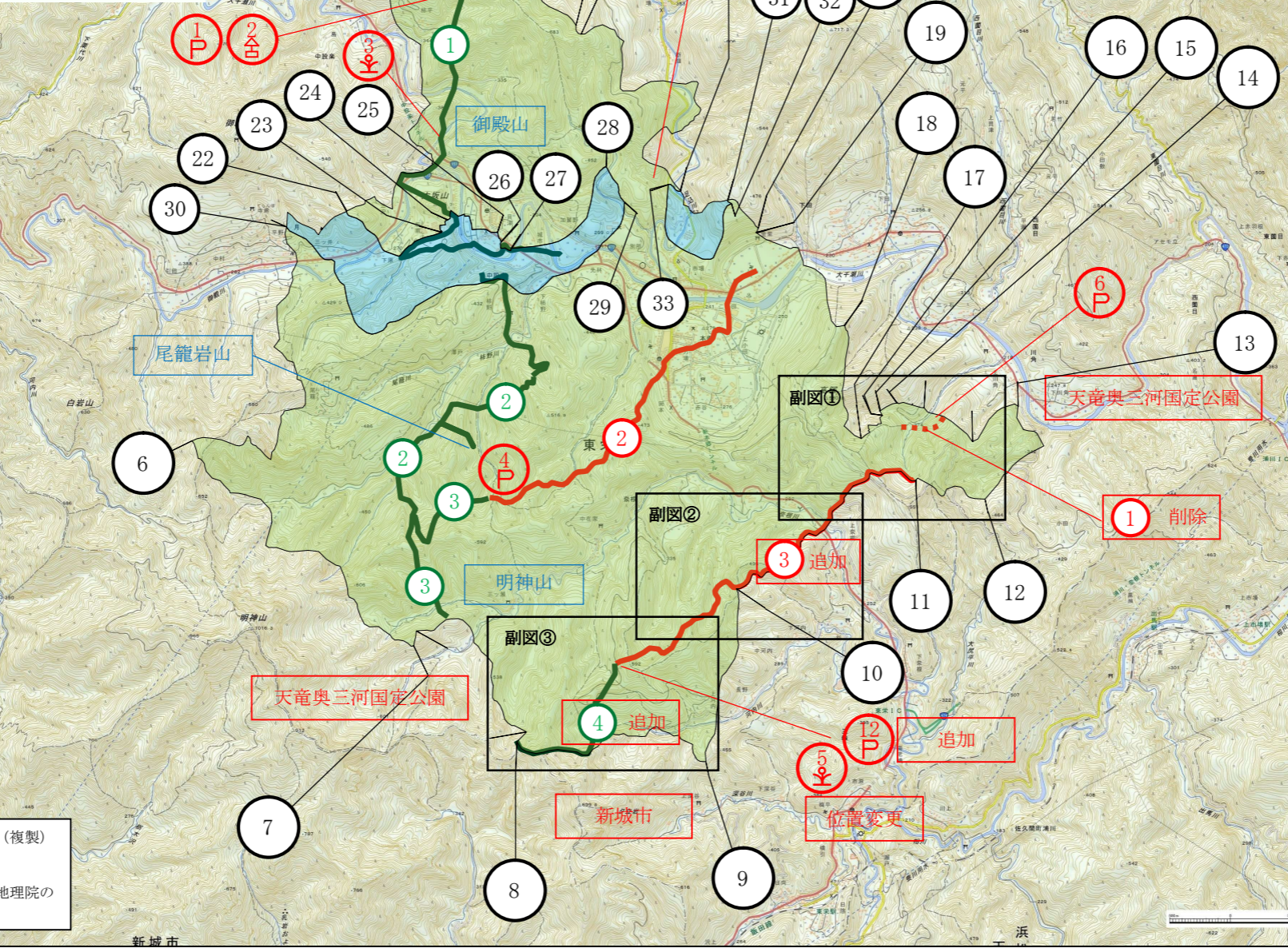
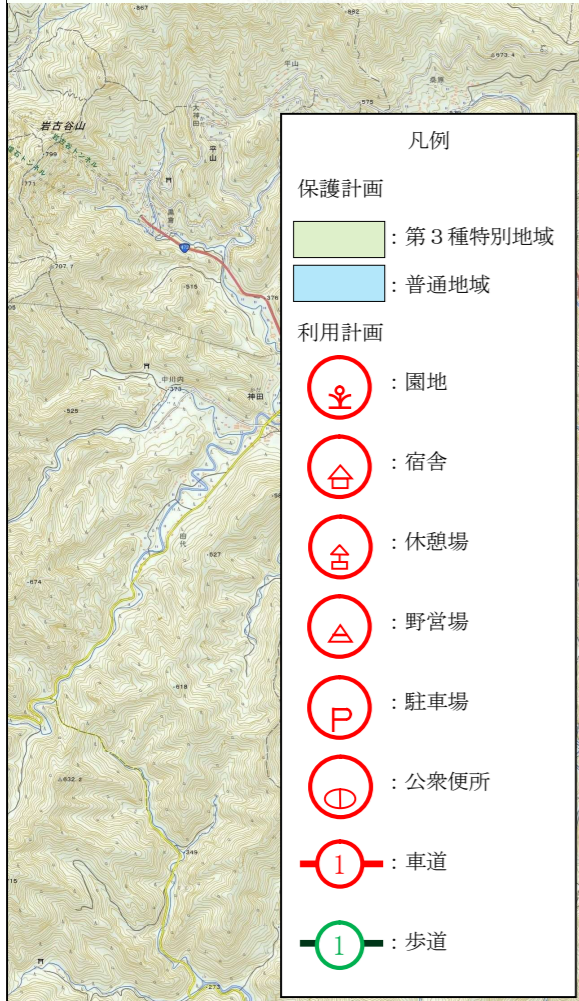
(3) 公園計画（施設計画）

自然公園として適切な利用を図るため、単独施設、道路（車道、歩道）に係る施設計画を以下のとおり変更する。

施設の種類	区分	箇所数	変更理由
単独施設（駐車場）	追加	1	明神山及びその周辺の自然公園の利用増進を図るため、計画を変更する。
単独施設（園地）	変更	1	
道路（車道）	追加	1	
	削除	1	
道路（歩道）	追加	1	



区域線及び区分線凡例	
公園区域	
1 - 2	行政(字)界
2 - 3	地番界
3 - 4	行政(字)界
4 - 5	道路数(除)界
5 - 6	行政(字)界
6 - 7	行政(市町)界
7 - 8	国定公園区域界
8 - 9	行政(市町)界
9 - 10	行政(字)界
10 - 11	道路数(含)界
11 - 12	道路数(除)界
12 - 13	行政(字)界
13 - 14	国定公園区域界
14 - 15	地番界
15 - 16	道路数(除)界
16 - 17	地番界
17 - 18	林班界
18 - 19	道路数(除)界
19 - 20	地番界
20 - 1	道路数(除)界
特別地域(含地種区分)	
22 - 23	道路数(除)界
23 - 24	地番界
24 - 25	林班界
25 - 26	地番界
26 - 27	林班界
27 - 28	道路中心線から100m線界
28 - 29	行政(字)界
29 - 30	河川中心線から100m線界
31 - 32	行政(字)界
32 - 33	河川数(含)界
33 - 34	行政(字)界
35 - 21	道路数(除)界

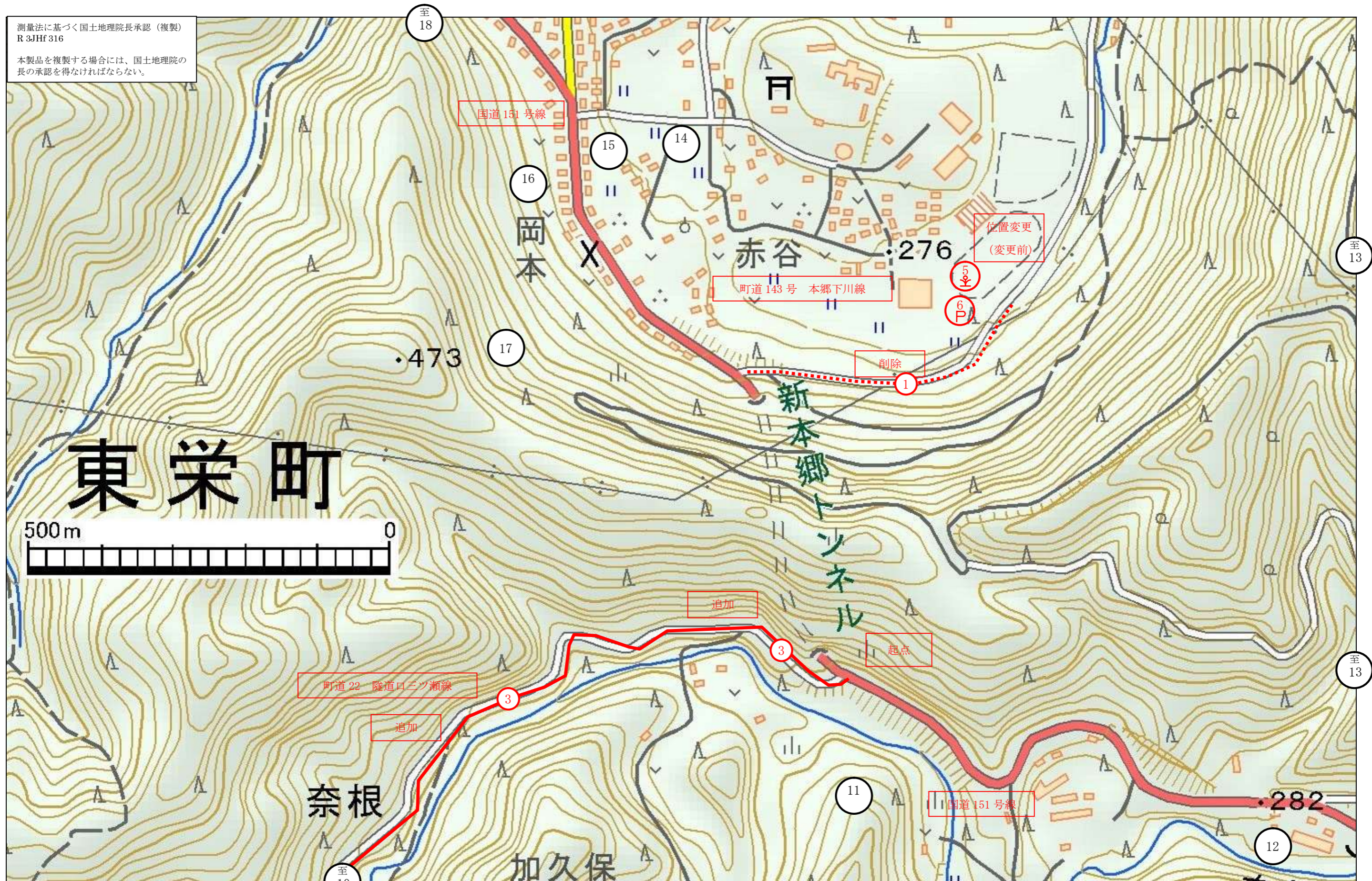


令和2年 測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R 3JHf 316
 著作権所有兼発行者
 137.70-35.08-A0-y-202008
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

振草溪谷県立自然公園 区域及び公園計画図(変更案) 縮尺1/50,000図

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）
R 3JHf 316

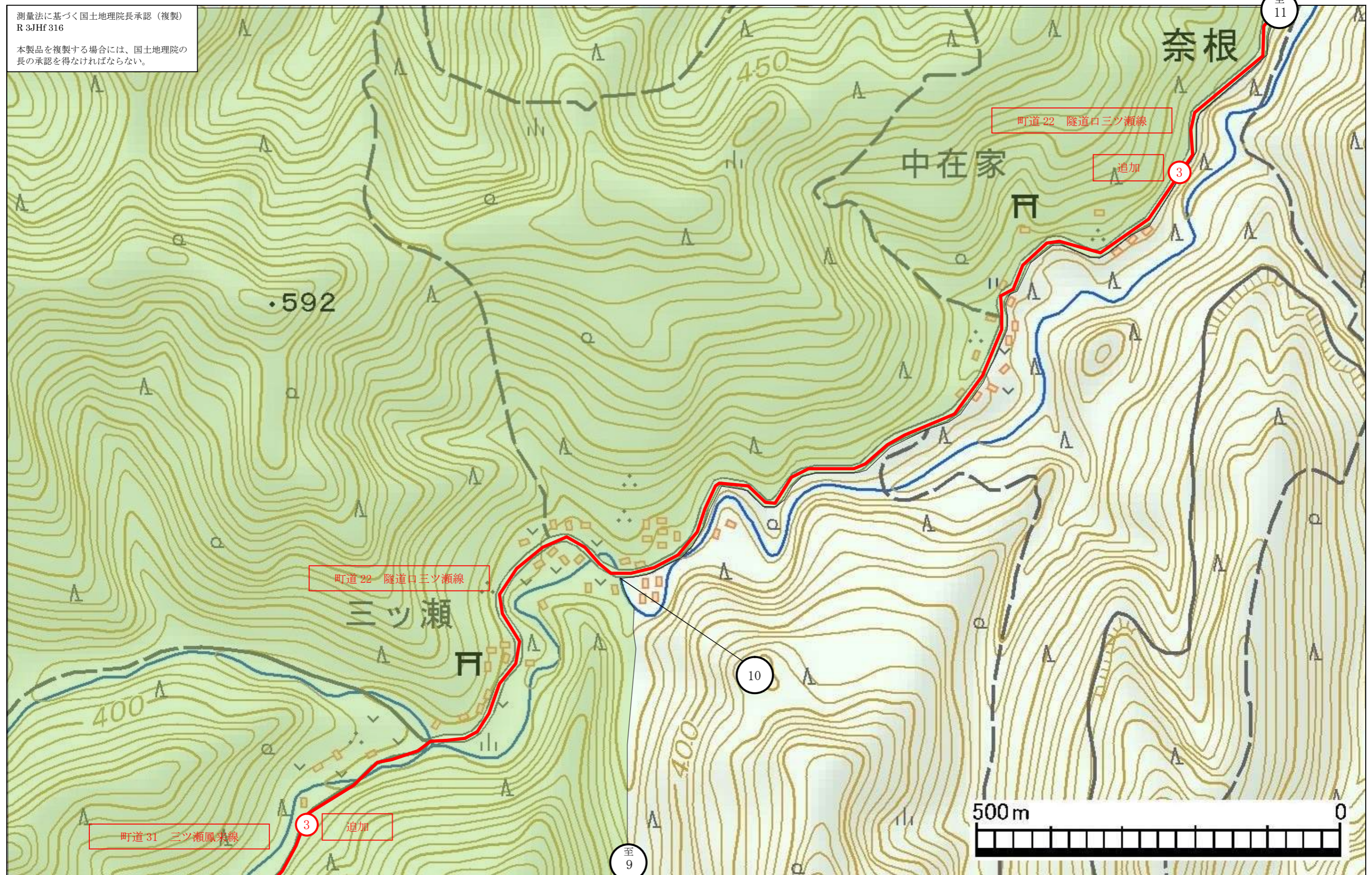
本製品を複製する場合には、国土地理院の
長の承認を得なければならない。



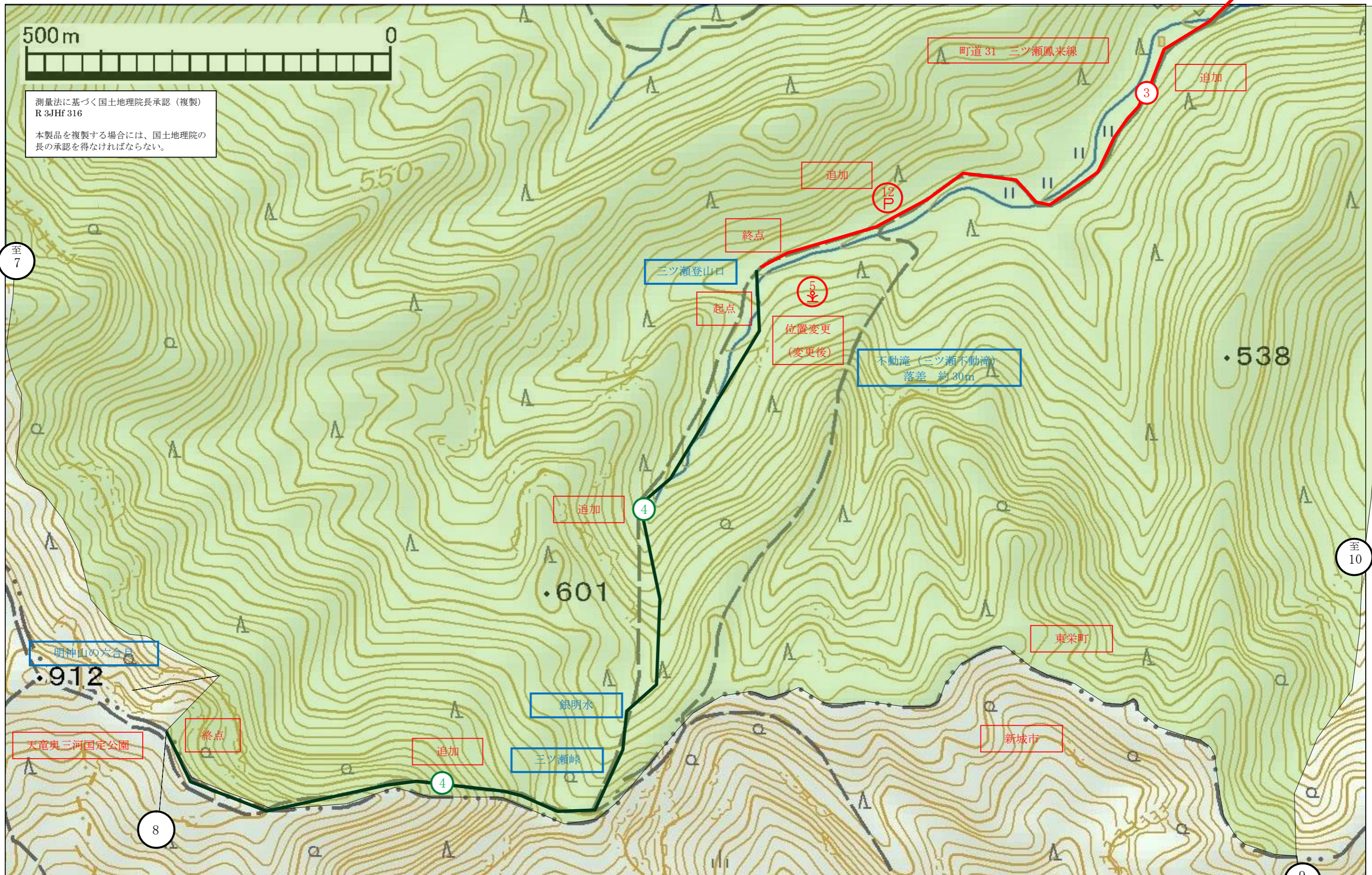
副図① 振草溪谷県立自然公園 区域及び公園計画図 縮尺1/5,000図

測量法に基づく国土地理院長承認（複製）
R 3JHf 316

本製品を複製する場合には、国土地理院の
長の承認を得なければならない。



副図② 振草溪谷県立自然公園 区域及び公園計画図 縮尺1/5,000図



副図③ 振草溪谷県立自然公園 区域及び公園計画図 縮尺1/5,000図